



※1 社会福祉主事養成機関(昼間課程、夜間課程)は、修業年限2年以上の学校が指定されているほか、1年間の通信課程のものが現在2校あります。

- (社会福祉主事養成機関(通信課程))
- ・ 日本社会事業大学通信教育科社会福祉主事養成課程
 - ・ 全国社会福祉協議会中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程

※2 社会福祉士及び介護福祉士法第7条12号による児童福祉司、査察指導員等については、同法附則(平成19年12月5日)第3条第2項により、平成24年12月4日までに5年以上の実務経験となる方は、平成25年1月実施(予定)の試験まで受験することができます。